

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター研究研修資金取扱要綱

制定 平成 25 年 5 月 24 日

改正 平成 29 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「センター」という。）において、職員の研究及び研修に必要な資金（以下「研究研修費」という。）の取扱いを定めることにより、これを適正に執行することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、研究研修費とは次の各号の資金をいう。

- (1) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターが予算措置している研究費
- (2) 研修等受入に関する要綱に規定する研修受入謝金
- (3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター臨床試験取扱要綱に基づき実施した臨床試験の受託費
- (4) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医薬品及び医療機器の成績調査等取扱要綱に基づき実施した成績調査等の受託費
- (5) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター共同研究取扱要綱に基づき実施した共同研究の共同研究費
- (6) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター受託研究取扱要綱に基づき実施した受託研究の受託費
- (7) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター奨学寄附金の取扱に関する要綱に基づき寄附された奨学寄附金
- (8) その他、研究及び研修を目的として執行する資金

(支出)

第 3 条 研究研修費の支出の対象は、センターの医療機能の向上に資する職員の研究及び研修に必要な経費で、別表に定めるものを除く経費の中から、病院長が認めた経費とする。

- 2 前条第 1 号、第 2 号及び第 8 号に定める資金は、次年度に繰り越すことはできない。
- 3 前条第 3 号から第 7 号までの資金は、収入のあった日の属する年度の次の年度まで執行することができる。
- 4 前条第 3 号から第 7 号までの資金から研究研修費を支出するときは、原則としてこれらの資金が収納された後とする。

(支出手続)

第4条 研究研修費を支出するときは、研究研修費の配分を受けた職員又は診療科、部門の長が、病院長に研究研修費支出申請書（様式1）を用いて申請しなければならない。

(帰属)

第5条 研究研修費により購入した物品は、別に定めがある場合を除きセンターに帰属する。

(職員の退職)

第6条 研究研修費の配分を受けた職員が退職したときに、執行していない研究研修費があるときは病院の研究研修事務費に充てる。

2 病院長は、退職した職員の申請により購入した物品がセンターの運営に必要ないと認めるときは、当該職員が勤務する医療機関に譲渡することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究研修費の取扱いに関して必要な事項は、病院長が定める。

別表 執行対象外経費

用途	説明
飲食にかかる経費	いずれの場合も不許可
個人の所有物の購入	個人印、印鑑ケースなど ※名刺など、研究広報上必要なものなどは可
本市職員への謝金	市立病院、横浜市職員への謝金
右記以外の学会年会費	・(社)日本専門医評価制度・認定機構が認定している「基本領域専門医」、「subspecoality 領域専門医」及び「今後認定を検討する専門医」で診療科に関連するもの。 ・診療科部長が特に必要と認めた学会年会費

付則

この要綱は、平成25年5月24日から実施する。

改正 平成26年6月23日

改正 平成27年1月1日

改正 平成29年12月1日